

学校において予防すべき感染症

出席停止は校長の判断によります。この一覧の中にあっても、校長の判断により出席停止とならない場合もあります。(特に第3種)

分類	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、他	ちゆ 治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱をした後2日を経過するまで
	ひやくにおぜき 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	ましん 麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	ふうしん みつか 風疹（三日はしか）	発しんが消失するまで
	すいとろ 水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	いんどうけつまくねつ 咽頭結核熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	しんがた かんせんしやう 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	けっかく 結核	病状により学校医その他の医師において
	ずいまくえんきんせいずいまくえん 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで